1. 土地利用
2. 林野の国有地・県有地.
   林野以外の国有地・県有地

1. 土地利用

わが国の土地利用形態は、森林を除いていずれも複雑に入り組んだ形状を示し、全般的に国土の自然条件をよく反映している。

山地・丘陵と火山地は大部分森林におおわれ、わずかに採草放牧地や果樹園などに利用されている。

台地・段丘と低地からなる平野部は，ほとんど耕地や市街地などに利用され、森林はごくわずかである。市街地などの都市的土地利用を除いて、低地はほとんど水田に利用され、台地・段丘はおもに普通畑とそのほか果樹園や桑畑、茶畑に利用される。灌漑施設のととのった台地・段丘は水田に利用される。北海道の北部と東部は、寒冷な気候のため稲の栽培を行なえないので、低地も普通畑や低木林・草地に利用している。

果樹園や桑畑、茶畑の分布は、自然条件のほかに社会・経済的条件の影響を大きくうけて、地域的にかなりかたよっている。

国土利用白書によると、歯舞、色丹、国後、択捉の各島と竹島を除いた1972年の国土の利用形態別面積とその割合は、農用地597万ha、16.0%、森林2531万ha、68.0%、原野55万ha、1.5%、水面、河川、水路110万ha、3.0%、道路69万ha、1.8%、宅地111万ha、3.0%、その他251万ha、6.7%である。

国土の利用形態別割合（1972）
（歯舞、色丹、国後、択捉の各島および竹島を除く）

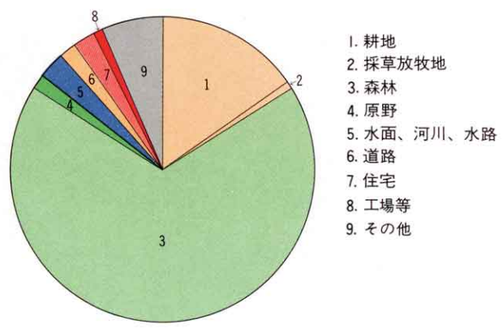

（国土利用白書から作成）

〔凡例と作図の要点〕

市街地：国勢調査による人口集中地区とそれにふくまれない大規模な工場地区、飛行場など。

水田：水稲を栽培する水田とい草田、蓮田。

普通畑：普通の畑作物を栽培する畑。牧草畑、苗木畑、パインアップル畑をふくむ。

果樹園：果樹を栽培している樹園。

桑畑、茶畑：野菜などが間作されているものをふくむ。

森林：幼齢林と伐採跡地をふくむ。

低木林・草地：採草放牧地と笹地をふくむ。またゴルフ場などの緑地をふくむ。

裸地：岩石や砂礫の露出している部分。

〔資料〕

1．国土地理院，1：25,000 地形図，1：50,000 地形図
2．国土地理院，1：25,000 土地利用図，1：50,000土地利用図
3．北海道開発庁，1：200,000 北海道土地利用図，1968
4．国土庁，1：200,000 土地分類図（土地利用現況図），1969～
5．総理府統計局，昭和45年国勢調査報告

2. 林野の国有地・県有地.
林野以外の国有地・県有地

1973年3月31日現在の、道路、河川、海浜地などを除いた国有地の面積は902.1万haで、国土総面積の約4分の1にあたる。

国有地を、その属する国有財産の種類別にみると、行政財産884.5万ha、普通財産17.6万haである。行政財産の内訳は、公用財産24.4万ha、公共用財産0.2万ha、皇室用財産0.2万ha、企業用財産859.6万haである。企業用財産の土地のほとんどは国有林野事業特別会計に属する国有林である。国有林は東北地方などの東日本に多く、近畿地方などの西日本には少ない。

1974年3月31日現在の、道路、河川、海浜地などをのぞいた県有地の面積は99.1万haで、そのうちの88%は県有林である。都道府県別の県有林面積は、北海道が62.8万haでもっとも多く、つぎに山梨県15.6万haである。そのほかの都府県の県有林面積はいずれも1万haにみたない。

〔凡例と作図の要点〕

この図は、国有財産と県有財産に属する土地（国有地、県有地）を、林野と林野以外の土地に分けて表示した。

国有財産は、国の行政の用に供するための行政財産と、原則として特定の行政目的に供することのない普通財産に分類される。行政財産は、更に用途によって次の4種に分類される。

公用財産：国の事務、事業またはその職員の住居の用に供するもの（庁舎、国立学校などの建物および土地）

公共用財産：直接公共の用に供するもの（皇居外苑などの公園や広場）。道路、河川、海浜地などは公共用財産であるが、統計上の制約によりこの図ではこれらの面積を除いてある。

皇室用財産：皇室の用に供するもの（皇居、御用邸など）

企業用財産：国の企業またはこれらの企業に従事する職員の住居の用に供するもの（国有林、造幣局や印刷局の工場施設など）。

県有財産の分類法は県によって多少の違いがあるが、この図ではまず行政財産と普通財産に分類し、さらにそれぞれを一般財産と企業用財産に分類した。

〔資料〕

1．林野庁および都道府県資料
2．大蔵省，財政金融統計月報第263号国有財産特集，1974

林野以外の県有地面積の割合（1974）
総面積 11.7万ha

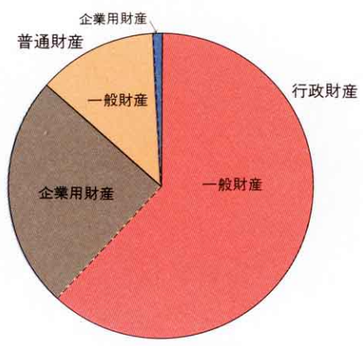

（各都道府県の資料から作成）

19.1

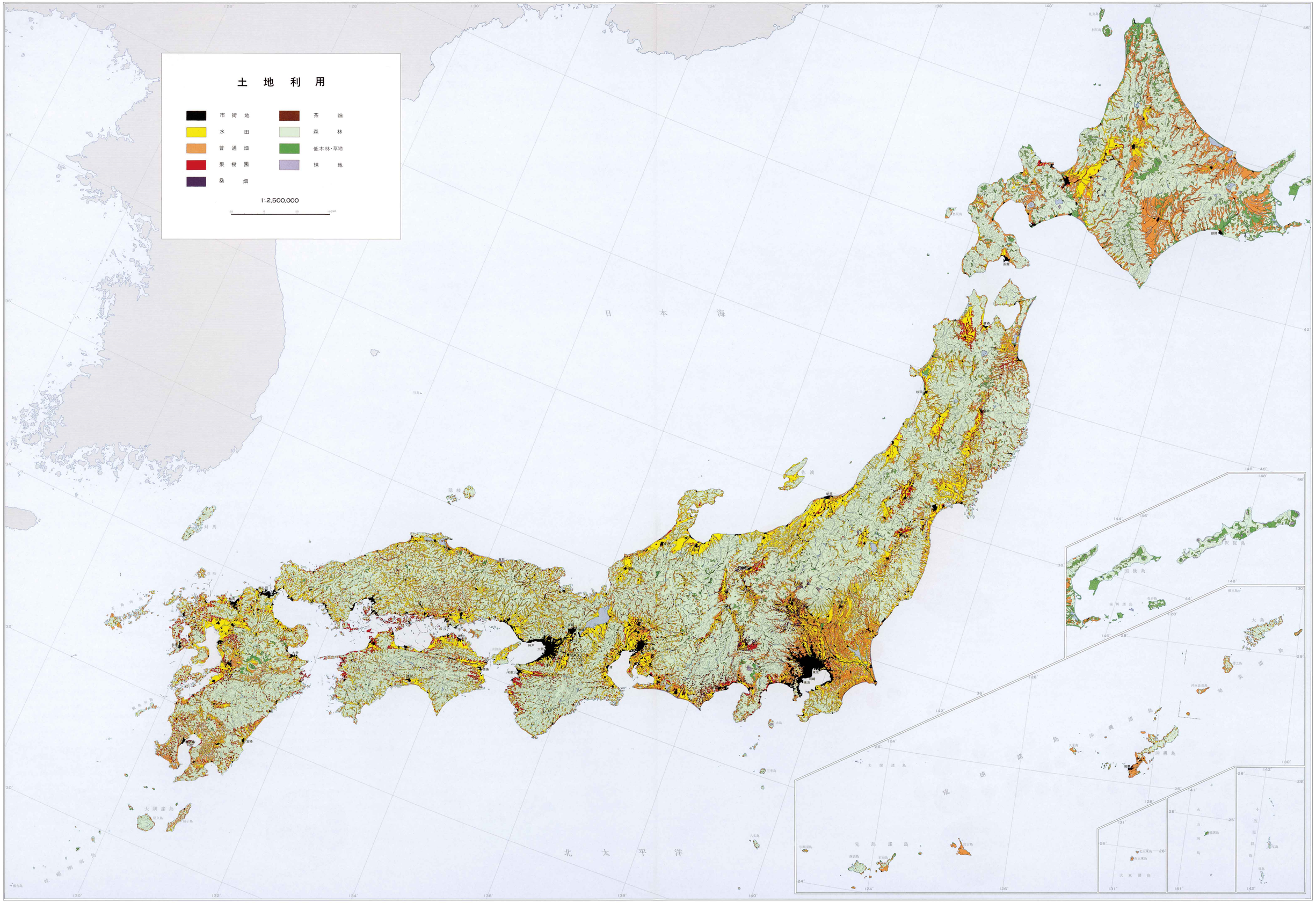
土 地 利 用
市 街 地
水 田
普 通 畑
果 樹 園
桑 畑
茶 畑
森 林
低木林・草地
裸 地
1:2,500,000
日 本 海
北 太 平 洋
琉 球 諸 島
沖 縄 諸 島
先 島 諸 島
大 東 諸 島
大 隅 諸 島
佐 渡
対 馬
壱 岐
昆 布 岩
択 捉 島
国 後 島
色 丹 島
歯 舞 諸 島
大 島
奄 美 諸 島
沖 縄 諸 島
宮 古 諸 島
八 重 山 諸 島
小 笠 原 諸 島
硫 黄 島
南 鳥 島
沖 ノ 鳥 島
北 硫 黄 島
北 大 東 島
南 大 東 島
与 那 国 島
西 表 島
石 垣 島
宮 古 島
久 米 島
伊 是 名 島
伊 平 屋 島
粟 国 島
渡 嘉 敷 島
座 間 味 島
慶 留 間 島
阿 嘉 島
伊 豆 諸 島
大 島
三 宅 島
八 丈 島
青 ヶ 島
父 島
母 島
硫 黄 島
南 鳥 島
沖 ノ 鳥 島
北 硫 黄 島
北 大 東 島
南 大 東 島
与 那 国 島
西 表 島
石 垣 島
宮 古 島
久 米 島
伊 是 名 島
伊 平 屋 島
粟 国 島
渡 嘉 敷 島
座 間 味 島
慶 留 間 島
阿 嘉 島
伊 豆 諸 島
大 島
三 宅 島
八 丈 島
青 ヶ 島
父 島
母 島
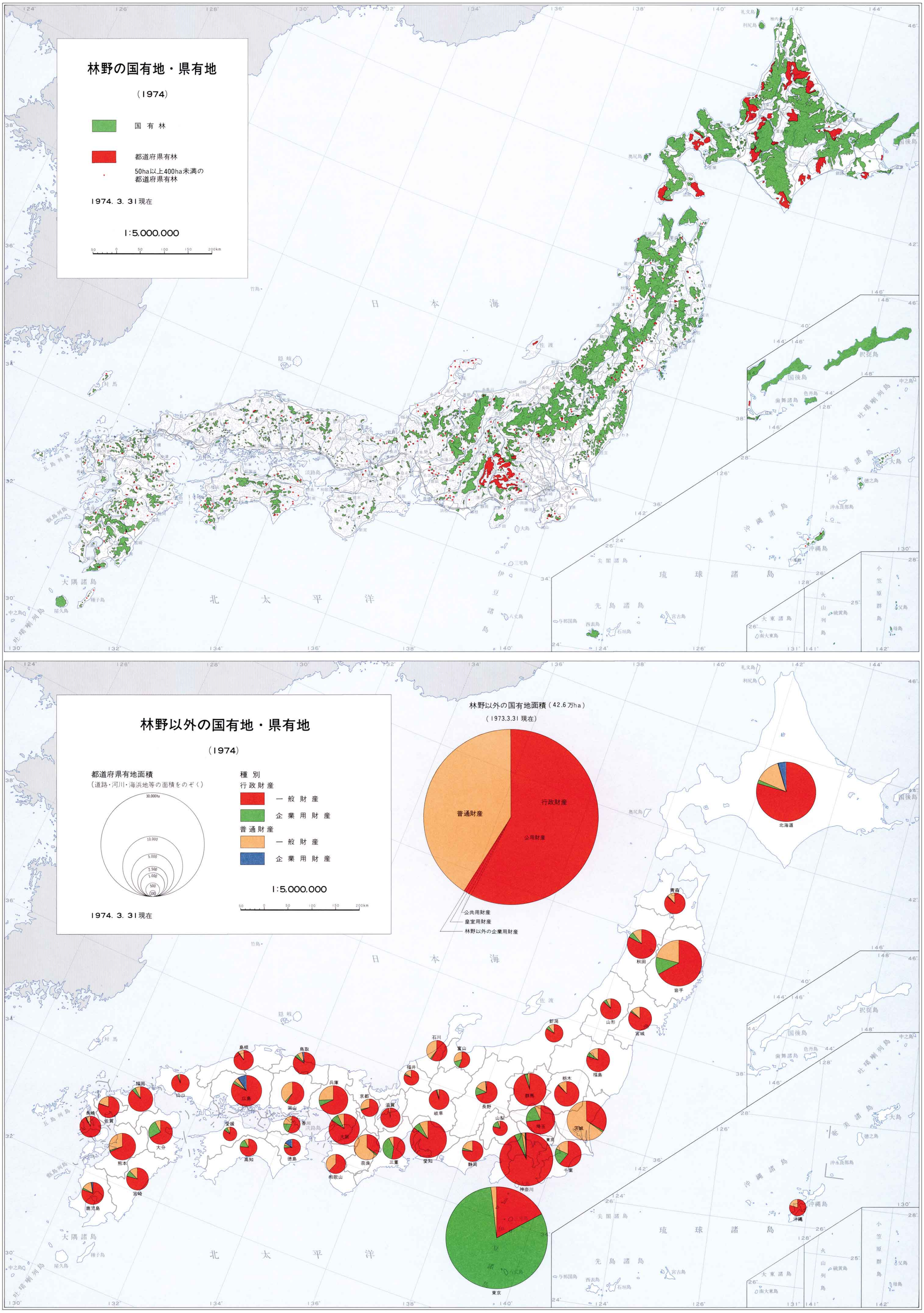
林野の国有地・県有地，林野以外の国有地・県有地